様式第2号（第5条関係）

一般廃棄物再生利用業指定証

徳島市指令環政４５０号
令和８年６月２３日

住　　所　香川県観音寺市大野原町福田原241番地1
（所在地）
　　株式会社　パブリック
氏　　名　代表取締役　　川崎　佳日出　　殿
（名称及び代表者の氏名）

徳島市長　遠藤　彰良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指定年月日		令和８年６月２３日
指定番号		第　　50　　号
事業の範囲	事業の種類	再　生　輸　送
	取り扱う一般廃棄物の種類	生ごみ、動植物性残渣、紙、木、繊維、（事業所で発生したものに限る） 国及び県の管理地から発生する草木等
再生利用の目的		生ごみ、動植物性残渣を発酵乾燥させ、堆肥原料として販売する。紙、木、繊維を選別又は固形燃料化を行い、リサイクル又は燃料として販売する。草木等を破砕し、燃料又は堆肥副資材として販売する。また、堆肥副資材の一部は、堆肥原料とする。
指定期間		令和８年７月27日　から　令和10年７月26日まで
指定条件		徳島市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱第3条の規定に適合していること。 搬入先は、生ごみ・動植物性残渣については㈱パブリック三豊オーガニックステーション（香川県三豊市高瀬町佐股字西谷乙356番2、乙356番6、乙356番7、乙356番8）、紙・木・繊維・草木等については㈱パブリック本社工場（香川県観音寺市大野原町福田原字山原241番地1）、三豊工場（香川県三豊市財田町財田中字吉田4704番）、丸亀工場（香川県丸亀市土器町北二丁目17番地）の再生活用施設に限る。

徳島市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第２条第２号及び第２条の３第２号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生利用業の指定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（指　定）

第２条　一般廃棄物再生利用業の指定は、次の各号に掲げる区分に応じて行うものとする。

⑴　再生利用のための一般廃棄物の収集又は運搬（以下「再生輸送」という。）を業として行う者に対する指定

⑵　再生利用のための一般廃棄物の処分（以下「再生活用」という。）を業として行う者に対する指定

（指定の基準）

第３条　前条第１号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。）の基準は、次の各号に掲げるところによる。

⑴　再生活用を業として行う者が自ら再生輸送を行うこと。ただし、引き取られた一般廃棄物がすべて再生活用されると市長が認める場合は、この限りではない。

⑵　再生輸送の用に供する施設が省令第２条の２第１号に掲げる基準に適合していること。

⑶　再生輸送において生活環境上支障が生じるおそれがないこと。

⑷　申請者が省令第２条の２第２号に掲げる基準に適合していること。

⑸　申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

２　前条第２号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。）の基準は、次の各号に掲げるところによる。

⑴　引き取られた一般廃棄物がすべて再生活用に供されること。

⑵　再生活用の用に供する施設が省令第２条の４第１号に掲げる基準に適合していること。

⑶　再生活用に伴い生じた廃棄物の処理が的確にできること。

⑷　再生活用において生活環境上支障が生じるおそれがないこと。

⑸　申請者が省令第２条の４第１号ロに掲げる基準に適合していること。

⑹　申請者が法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

（指定の申請）

第４条　一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者は、市長に一般廃棄物再生利用業指定申請書（様式第１）を提出しなければならない。

２　前項の申請者には市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

（指定証の交付）

第５条　市長は、一般廃棄物再生利用業の指定を行ったときは、一般廃棄物再生利用業指定証（様式第２）を当該申請を行った者に交付する。

（指定の期限等）

第６条　市長は、一般廃棄物再生利用業の指定を行う場合において、期間又は生活環境上必要な条件を付することができる。

（指定変更の承認）

第７条　一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者が当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、あらかじめ市長に一般廃棄物再生利用業指定変更承認申請書（様式第３）を提出して当該指定の変更について承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときはこの限りでない。

２　第３条、第４条第２項、第５条及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（変更又は廃止の届出）

第８条　一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたとき又は事業の全部若しくは一部を廃止したときは、当該事由が生じた日から１０日以内に一般廃棄物再生利用業指定変更・廃止届出書（様式第４）を市長に提出しなければならない。

⑴　氏名又は住所（法人にあっては主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名）

⑵　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人

⑶　法人でその役員又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第４条の７に規定する使用人

⑷　個人で政令第４条の７に規定する使用人

⑸　事務所及び事業場の所在地

⑹　事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

⑺　取引関係

⑻　再生利用の目的

（指定証の再交付の申請）

第９条　一般廃棄物再生利用業の指定証の交付を受けた者は、当該指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書（様式第５）を市長に提出して指定証の再交付を受けなければならない。

（指定の更新の申請期限）

第10条　一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者が第６条の規定により付された期限満了後も引き続き当該指定に係る事業を営もうとするときは、当該期限の満了の日前３０日以内に一般廃棄物再生利用業指定申請書を市長に提出しなければならない。

（指定の取り消し等）

第11条　市長は、一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者が法若しくは法に基づく処分に違反したとき、又は法第７条第５項第４号イからルまでに掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（指定証の返納）

第12条　指定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定証を市長に返納しなければならない。

⑴　指定期限の満了により効力を失ったとき。

⑵　事業の全部を廃止したとき。

⑶　一般廃棄物再生利用業の指定を取り消されたとき。

⑷　亡失した指定証を発見したとき。

（報　告）

第13条　一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者は、毎年６月３０日までに、その年の３月３１日以前の１年間における一般廃棄物の再生輸送又は再生活用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物の再生利用業務報告書（様式第６）を市長に提出しなければならない。

⑴　住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

⑵　指定番号

⑶　一般廃棄物の排出者の氏名又は名称及び排出者ごとの受託量

⑷　再生輸送を行った場合は、輸送先ごとの再生輸送量

⑸　再生活用を行った場合は、再生活用方法ごとの再生活用量

附　則

この要綱は、平成１１年　８月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年１１月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年　２月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年　３月　７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年　６月　８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１２月１４日から施行する。